

省令等の改正について（令和 2 年 4 月～令和 3 年 2 月）

1. 保安図の提出時期の延長

火薬類取締法及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令
 令和 2 年 4 月 10 日付 経済産業省令第 37 号
 （鉱山保安法施行規則の一部改正）

改正後	改正前
（保安図） 第四十七条 [略] 2 [略] 3 第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一項の期間内に同項の保安図の複本の提出が困難である場合には、鉱業権者は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に同項の保安図の複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。	（保安図） 第四十七条 [略] 2 [略] [新設]

※ 公布の日から施行

「経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間」は、経済産業省告示第 90 号（令和 2 年 4 月 10 日）
 ・ 鉱山保安法施行規則第四十七条第一項の保安図の複本の提出に係る同条第三項の経済産業大臣の定める期間は、令和二年十二月末日までの期間とする。

2. 粉じんの濃度等測定、石綿粉じんの濃度測定、特定施設の定期検査の期間の延長

火薬類取締法及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令
 令和 2 年 6 月 26 日付 経済産業省令第 60 号
 （鉱山保安法施行規則の一部改正）

改正後	改正前
（粉じんの処理） 第十条 [略] 2 前項第四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回、測定することとする。 （石綿粉じんの処理） 第二十一条 [略] 2 前項第三号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同項第二号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間ごとに一回以上測定するものとする。	（粉じんの処理） 第十条 [略] [新設] （石綿粉じんの処理） 第二十一条 [略] [新設]

<p>(定期検査) 第三十四条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の定期検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回行うものとする。</p>	<p>(定期検査) 第三十四条 [略] 2 [略] [新設]</p>
---	--

※ 交付の日から施行

「経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間」は、経済産業省告示第 140 号（令和 2 年 6 月 26 日）

2 経済産業大臣が定める期間

- 一 次に掲げる期間が令和二年六月一日から同年九月三十日までの間に終了する者は、当該期間を四週間延長する。
 - (2) 鉱山保安法施行規則第十条第一項第四号の規定により同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定する期間
 - (3) 鉱山保安法施行規則第二十一条第一項第三号の規定により同項第二号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定する期間
 - (4) 鉱山保安法施行規則第三十四条第二項の規定により同項の定期検査を行う期間

3. 届出等の様式において押印の削除及びそれに伴う備考の修正

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を 実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

令和 2 年 12 月 28 日付 経済産業省令第 92 号

(鉱山保安法施行規則の一部改正)

第七十五条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第二及び様式第四中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「(1) 用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第五中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、同様式備考(4)を同様式備考(3)とし、様式第六中「㊟」及び「(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考(3)を同様式備考(2)とし、様式第七から様式第十まで及び様式第十二中「㊟」及び「(3) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「(5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「(7) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「(10) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「㊟」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「1 届出書」を「届出書」に改める。